

一般競争入札の実施について

兵庫県神崎郡福崎町長 橋本省



下記の町有財産（物品）を売り払うに当たり、一般競争入札を実施しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び福崎町財務規則（昭和58年福崎町規則第4号）第106条の規定に基づき公告します。

記

1. 売り払う物件（2件）

(1) 物件

物件番号	福崎出納1-1		
財産名称	平成6年式 ニッサン アトラス	登録年月	平成6年4月
排気量	4.21リットル	走行距離	143,370 km 平成29年4月3日現在
予定価格	210,000円	入札保証金	21,000円

物件番号	福崎出納1-2		
財産名称	平成10年式 トヨタ カローラワゴン	登録年月	平成10年12月
排気量	1.58リットル	走行距離	32,017 km 平成29年4月3日現在
予定価格	10,000円	入札保証金	1,000円

※「予定価格」とは、最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とします。

2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は同上第2項各号の規定に該当しない者であること
- (2) 参加者、個人又は法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力行為を行う組織に属していないこと。
- (3) 日本語を完全に理解できること。
- (4) 日本国内に住所、連絡先の両方がある者（代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を含む）。
- (5) 20歳以上の者（その親権者などが代理人として参加する場合を含む）。
- (6) 福崎町が定める福崎町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下、「町ガイドライン」という。）並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する使用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができる者であること。
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していること。

- (8) 3. 入札参加申し込みの方法によりあらかじめ一般競争入札への参加申し込みをした者であること。
- (9) 当該公有財産に関する事務に従事する福崎町の職員でない者であること。

### 3. 入札参加申し込みの方法

#### (1) 仮申し込み

入札参加希望者は、平成29年4月7日（金）午後1時から平成29年4月24日（月）午後2時までにあらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申し込みを行うこと。

#### (2) 本申し込み

入札参加希望者は、上記（1）の仮申し込みを完了した後、平成29年4月24日（月）午後5時00分までに所定の申込書等により福崎町役場出納室用度係に、一般競争入札への参加を申し込むこと。

##### ①申込書等を郵送する場合

ア 送付先 〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116 番地の 1  
福崎町役場 出納室 用度係

イ 郵送方法 簡易書留

ウ 受付時間 申し込み締切日の消印有効

##### ②申込書等を持参する場合

ア 受付場所 （郵送の場合と同じ）

イ 受付時間 開庁日の午前9時00分から午後5時00分まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日）

#### (3) 入札保証金の納付

町が定めた入札保証金を納付すること。入札保証金は公有財産売却システムからクレジットカードにより納付するか、福崎町が発行する納付書により納付すること。

①落札者の納付した入札保証金は、福崎町が定めた様式による本人の申し出により契約保証金に充当するものとする。

②納付された入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後、全額還付します。

③入札保証金には、利息を付しません。

(4) 期限までに上記（1）から（3）までの手続をしない者は、この入札に参加することができません。

### 4. 下見会（車両見学会）を行う日時及び場所

(1) 日時 平成29年4月20日（木）及び平成29年4月21日（金）の2日間  
午前10時から午後4時まで

(2) 場所 物件番号 福崎出納1-1 兵庫県神崎郡福崎町西田原 181 番地 1 旧福崎町給食センター敷地内  
物件番号 福崎出納1-2 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116 番地の 1 福崎町役場敷地内

(3) その他 見学希望者は前開庁日までに問い合わせ先まで連絡すること。

### 5. 入札の期間及び場所

(1) 期間 平成29年5月11日（木）午後1時から平成29年5月18日（木）午後1時まで

(2) 場所 ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上



## 6. 入札の方法

- (1) 上記3の(1)から(3)のすべての手続を完了した者は、Yahoo! JAPAN IDで売却システム上に入札価格を登録(入力)すること。なお、この登録は一度のみとし、入札する者の都合による取消や変更はできません。
- (2) 郵送等による入札書の提出はできません。

## 7. 開札の日時及び場所

開札は、ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上において、入札の終了後直ちに行います。

## 8. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 町ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

## 9. 落札者の決定方法

入札期間終了後、開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上で、かつ最高価格を提示した入札者を落札者として決定します。

ただし、最高価格を提示した入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名(名称)とみなします。

## 10. 契約保証金

落札者は、落札決定後に契約保証金を納付するものとする。落札者の納付した入札保証金は、福崎町が定めた様式による本人の申し出により契約保証金に全額充当するものとする。

### 11. 契約書の作成の要否等

- (1) 契約の相手は、平成29年5月25日(木)午後5時までに契約を締結しなければならないものとし、なお、期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は福崎町に帰属するものとします。
- (2) 契約の相手方は、福崎町が定めた契約保証金を納付しなければならない。また、契約保証金の額は、納付済みの入札保証金の額と同額とします。
- (3) 契約保証金には利息を付しません。
- (4) 売り払い代金の残金は、落札価格から契約保証金を差し引いた額とし、支払い方法については、落札者は、平成29年6月1日(木)午後2時30分までに福崎町が指定する金融機関に納付しなければならないものとし、ます。

### 12. 売買物件の引き渡し期限及び場所

福崎町が、売り払い代金の納入を確認した後、6月23日(金)午後5時を引き渡し期限とし、福崎町役場において売払代金納付時の現状のまま引き渡すものとし、(引渡し期間は、福崎町が売り払い代金の納付を確認した日から平成29年6月23日までの平日で、午前9時から午後5時までの間です)。

### 13. 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売り払う物件の所有権は、落札者が契約代金を完納したときに移転します。
- (2) 売り払う物件の契約代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用並び

に租税公課等は、落札者の負担とします。

- (3) 落札された自動車は、一時抹消となっているので、引渡し後に落札者において車検および登録手続等を行い、登録が完了後速やかに検査証の写しを福崎町役場出納室用度係まで提出するものとします。
- (4) 譲渡証明書に記載する譲り受け人の名義は、落札者本人とし、登録手続等をしないまま保管しないこと。
- (5) 落札者は、落札物件を移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

#### 14. 注意事項

- (1) 契約締結後に、福崎町の責に帰することのできない事由により滅失、き損等が生じた場合、福崎町に対して契約の解除及び売り払い代金の減額を請求することはできない。
- (2) この公告、町ガイドライン等に記載する事項及び下見会で確認した売却物件との整合しない事項を発見してもそれを理由として落札の無効、契約の解除及び売り払い代金の減額を請求することはできない。また、福崎町はかし担保責任を負わない。

#### 15. その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局（問い合わせ先）
  - ①名 称 福崎町役場 出納室 用度係
  - ②所 在 地 〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116 番地の 1
  - ③電話番号 0790-22-0560（内線 302）
- (2) この公告は、入札説明書を兼ねるものとします。